

## 埋葬料(費)について

被保険者が業務外の原因により死亡したときは埋葬料が、被扶養者が死亡したときは家族埋葬料が支給されます。

項 目		内 容	
埋葬料とは		埋葬料…	被保険者が死亡したときは、埋葬を行った <b>家族に一律50,000円</b> の埋葬料が支給されます。
		家族埋葬料…	被扶養者となっている家族が死亡したときは家族埋葬料として <b>一律50,000円</b> が支給されます。
埋葬費とは		死亡した本人に家族がいない場合、埋葬を行った人に支給されます。 ※ 支給額は埋葬料と同じですが実際にかかった費用(埋葬の際の飲食等の接待費用は認められません)がこれ以下であるときは実費となります。	
手 続 方 法	本人が死亡した場合	① 「被保険者・家族 埋葬料(費)請求書」の「被保険者が記入するところ」欄を記入する。 ※ 請求者が被扶養者でない親族の場合 … 身分関係が確認できるものを添付(「戸籍(除籍)謄(抄)本記載事項証明書」等) ※ 上記請求書に事業主の証明を受けることができない場合 … 死亡に関する証明書類を添付(市区町村長の「埋葬・火葬許可書」(写)/「死亡診断書」(写)/「死体検案書」(写)/「検視調書」(写)のいずれか) ※ 「健康保険証」を事業主を通して返却する	
	家族が死亡した場合	① 「被保険者・家族 埋葬料(費)請求書」の「被保険者が記入するところ」欄を記入する。 ※ 上記請求書に事業主の証明を受けることができない場合 … 同上 ※ 被扶養者を削除するため、「健康保険被扶養者(異動)届」に「健康保険証」を添えて届け出る。	
	その後「事業主」(本部人事課・各関連会社)に記載してもらう	① 「事業主の証明欄」に死亡についての証明を受ける	
支 給 金 額		本人が死亡したとき	一律 50,000円
		本人に家族がいないとき	埋葬料の範囲内で埋葬にかかった費用
		家族が死亡したとき	一律 50,000円
支 給 日		受付から支払いまで10～15日程度	
資格喪失後の給付		① 資格を失ってから3ヶ月以内に死亡したとき ② 資格を失った後、傷病手当金・出産手当金の支給をうけている間に死亡したとき ③ ②の給付を受けなくなった日から3ヶ月以内に死亡したとき ※ 被保険者の資格喪失後には、被扶養者が死亡したときの給付(家族埋葬料)はありません。	
埋葬料を受けられる家族		被扶養者の範囲に限りません。本人の死亡当時その収入によって生計の一部でも頼っていた人であれば、同一の世帯に属していなくても、さらには親族関係の有無は必ずしも必要ではありません。	
時 効		事実発生の日から2年。その期間内に請求されないと失権します。	
その他の制度		会社の共済制度	弔慰金 本部教育人事部(各関連会社)・店舗総務担当者へお問合せください。
		労働組合の共済制度	弔慰金 各労働組合へお問合せください。
		厚生年金	遺族年金等 社会保険事務所へお問合せください。
		労災保険	業務上・通勤途上に発生した病気やケガの場合 労働基準監督署へお問合せください。